

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第8回）要点記録

平成17年4月10日（日）

於：旭町南地区区民館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と、「石神井町つつじ保育園」は「つつじ」と表記する。

司会 開会する。保留した点はどこか。

課長 15番の提出書類で、利用者アンケートが最終的に保留になり、その前の13番職員数等の配置の(3)に常勤保育士の各クラス配置ということで、障害児保育の部分についての言及があって、そのやり取りという話になっている。2番の参加資格の(2)のところで、利用者アンケートと第三者評価について最終的に協議するという認識だ。

保護者 それで結構だ。

司会 (本日配付の)新しい資料で進める。提出書類のところ、配置予定職員の経歴(園長候補者については必須)はこの形でいい、ということでもいいか。20)の履行保証も、直してもらった形で、保護者としては問題ない、ということでもいいか。(2点とも保護者側了解)(4)の見学会のことはこのままでいいか。見学会の日取りをここで記載し、説明すればいいということだったか。

課長 施設見学会の日程はここで記載して、それ以降に申し込む事業者がいれば、別途対応するという考え方で、応募期間中の日曜日ということで、日取りを決めた。

司会 それで大丈夫か。「17年4月17日、午前10時から」と記載しているが、何が問題かということ、締切りが22日だ。だから22日に希望を出した業者は見学できないという話をしている。

保護者 その後もオッケーという通知を出すことでいいと思う。

司会 要領に出してもいいと思う。

保護者 これは、このとおりでもいいと思う。17日見学会、1日しかないが、その後で応募してきた人にも、チャンスが別の日曜日にあるということでどうか。

司会 具体的に4月24日でも予備日を設定しておいて、問い合わせのあった業者にはその旨説明するというところでどうか。

保護者 そういう説明だったと思う。

保護者 それでよいか、区側も。

保護者 24日にならないか。というのは、時間がない。

保護者 事業者たちに公平な情報提供をするという意味で、期日を個別に決めるのではなく、いずれか日を決めて、同じ形で情報提供されたほうがいいと思うが、いかがか。

課長 日曜日ということで、何日と決定の日付を打っていないが、24日日曜日を予備日ということでも、私どもは結構だ。

保護者 先ほどの保護者の発言は、同じ条件で皆さん公平に見たほうが、普通だという話

で、24日その日だけに変更しないかと言っている。そうであれば、すべて同じ条件で同じ日に見ることになる。何か障害があるか。もともと確かに、もとの日程でも確かにプロポーザルをしている最中に見学会という内容だったが、その考えだと少しおかしいかと思う。そこら辺はいかがか。

司会 見学会の趣旨は、17日に見学してもらって、応募してほしいという意味だった。見学会のイメージをもう少し説明してもらわないと困ると、複数の業者がきたときに、業者同士は同じ場所に会わせないほうがいいという話を聞いたことがある。

保護者 施設を見てから応募するのを決めるのか、それとも応募することを決めてから施設を見てもらい、改めて決断を事業者に促すという形をとるのか、どちらかだ。

課長 応募期間内で見ても判断してもらおうというのが普通の施設見学会だ。応募しようと思って、施設を見て、自分のところで果たして運営できるかどうかと最終的に判断する、という形が普通だと思う。そういう意味では、締切り後に見学会だと取り下げという形になる。

保護者 私個人的な意見としては、見たいと思っていた業者が、後で手を挙げるのを決めたときに施設を見られないという状況になるのはどうかと思う。

司会 とすれば、24日にすればいい。公募は22日で締め切られているわけだ。

保護者 少し保護者側で話し合わせてほしい。

(小休憩)

司会 では、保護者から話してもらう。

保護者 公募期間中に、意思のある事業者には見ってもらう。その上で判断していただくという形で17日だけで結構だ。

司会 15番は、ほかに何か問題があるか。プレゼンテーションなどは大丈夫か。プレゼンテーションは保護者の傍聴はできるのか。

課長 保護者が傍聴できることを想定している。区としては、光八の運営業務委託のプレゼンテーションなので、光八の保護者に見てもらおう、と思っている。

司会 では問題ないか。

保護者 土曜日だと、場合によっては出られない保護者がいるので、できれば翌日に変更できないか。保育を確保するという意味で土曜日ということか。いかがか。

課長 21日か22日のどちらかというところがあった。場所の確保、保育の確保等を考えて、土曜日がよりよろしいかということで設定をした。

司会 保育を確保してもらえるということか。であれば、土曜日がいい。では、21日のプレゼンテーションは保護者が傍聴できて、区で保育を確保するという約束をしてもらうことで、いいか。(了解)15番については他に何か漏れはないか。なければ次の説明をしていただく。では、16番の説明をお願いします。

課長 16番、受託予定者の選定等だ。(1)委託事業者選定委員会の審査に基づき区長が決定するということだ。は審査方法だ。書類審査、事業者運営施設視察、プレゼンテーション。(2)受託決定者の公表ということで、決定した事業者名については公表するということだ。16については以上だ。

司会 質問等あるか。

保護者 (1)の の中で、受託事業者の選定委員会の審査に基づき、区長が決定すると

あるが、これについて、選定委員会の審査結果に沿った形で、区長が書類上決裁するという理解でよいか。選定委員会で出てきた結果を超越する形で区長が決定するということがないかどうか。そこだけ確認したい。

部長 区が決定するから、機関として区長が最終的な判断者になる。ただ、当然、具体的な審査については区長がしないわけだから、まさにこの審査結果に基づいて最終の決定を区長名で行う、ということだ。

保護者 今、大事なところなので記録とってもらえるか。

司会 審査方法のところ、面接はどこに入るのか。

保護者 面接は、園長候補者の面接のことを言っているのか。

司会 それはやらないのか。

保護者 要領案の項目の中のどれに該当するか。

課長 プレゼンテーションで、各事業者の長所をPRしてもらい、私どももヒアリングという形で、別にいろいろ聞きたいこともある。園長候補者はこういう人を考えている、ということなどを聞くことになるだろう。私は委員長ではないが、選定委員会の中で判断をしなければならないので、ヒアリングを記載させてほしい。

司会 ヒアリングを入れることで、保護者側はよいか。では、16番については以上でよろしいか。では、17番の説明をお願いします。

課長 17、提案書作成にあたっての質疑および回答 (1) 質疑資格者は応募申込者に限るとのことだ。(2) 質疑方法だが、質問がある方は要旨を簡潔にまとめて、文書および電子メールで提出いただく。平成17年4月11日から22日までの応募期間ということだ。持参の場合には、午前9時から午後5時までだ。これに対する区の回答方法だが、全応募申込者へ随時、郵送あるいは電子メールで回答する、ということだ。

保護者 いまどき郵送があるのか。FAXあるいは電子メールでいいと思う。郵送だと、郵便事情で1日あいたりする。

司会 プロポーザルの期間も短い。

課長 FAXあるいは電子メールで回答、と訂正する。

司会 ほかに17番で何かあるか。

保護者 質疑方法に、文書「および」電子メールとあるが、「または」でいいと思う。

課長 そのとおりだ。訂正する。

保護者 あと1点確認したいが、今回公募期間と書類提出期間が2つに分けられて、5月9日まで一応延ばされている。書類ごとに質疑が出てくるとも思うが、4月22日で締めであるので、例えば、この資料を書こうとして、ここがわからないとなったら、それは質疑できないことになってしまう。この日程の設定だとそうなるが、いかがか。締め切り時点では、書類をどう書いたらいいか、までいかない。

課長 区としては、この間に書類が完璧にできないが、手を挙げてもらい、こう記していこうというなかで疑問があれば質問してもらおうということで、想定していたが、ぎりぎりの質問とか確認というのも、もしかしたらあるかもしれない。

保護者 逆に、だらだら質疑を延ばすよりも、ここで切るなら切って、意欲ある業者は読み込んで、この期日で質疑については出すはずだ。このままでいい。

司会 区も大丈夫か。

課長 当初、私どももそういう考え方だったので、結構だ。

司会 では、17番はいいか。これで一応1回全部通したことになるのか。

保護者 別添の資料がある。

司会 別添資料の「保育士配置体制」について、説明してほしい。

課長 こちらは協議会資料として出している部分をそのまま別添資料ということで、表題だけを入れてある。各クラス別保育に入るまでの配置体制というところから、各クラス別保育から降園までの配置体制、クラス別・時間帯別の配置体制を現在こうしているということで、これを参照して職員配置について考えてもらう。「正」は正規職員、「非」は非常勤職員だ。その次は、光八の平面図をつけている。その他に、プロポーザルの申込書をつけている。この3枚の別紙がプロポーザル募集要領(案)の後ろにつけてある。

司会 これはインターネットでは、どういう形で公開するのか。

区側委員 PDF形式になっている。別添も含めて、募集要領をクリックすると、画面に出てくる。

司会 知らないで申しわけないが、今、延長保育のときは1部屋なのか。

保護者 1部屋に集めてやっている。1歳から5歳まで。

司会 問題ないか。

保護者 特に問題はない。

司会 これは現状だが、一時保育に対応するため、改修という話が出ていた。

課長 これは現在の平面図としてつけている。施設見学会では、予測としてこういう改修を考えているという話はすることになる。

司会 その改修費用は区が持つのか。その改修後の計画としての平面図を出さなかったらイメージできないことになる。

保護者 今の段階では、そこまで実際固まっていないうらう。

保護者 固まっていれば、案は出ている。

課長 現況平面図をつけて、これからのサービスの拡大等への対応については、その現況平面図からどう展開してくか、区はこういう改修を考えているというところを参考にしながら、提案していただくという流れだ。

保護者 確認したいが、私たちに出していただいた平面図を見て、やはり保育の質の部分で、低下するのではないかという懸念を持っている。例えば、玄関が半分になるのではないかと懸念を持っている。だから、現状でいくのであればいいと思うが、これについては別途議論するということがよいか。決めたからこれでもう決まりは困る。保護者の声を聞いてほしいところがある。

課長 改修については、区としての考え、計画がある。特別保育事業を実施していく上で、プロポーザル公募の段階で提案をしてもらうが、実際に使用していく場合には保護者と協議していく。私どもの改修計画と皆様の考えをすり合わせることは、当然実施の段階で出てくる。

保護者 わかった。

司会 では、平面図の扱いはこのままでいく。申込書には問題ないか。では、保留事項

が幾つもあるので、最初に戻る。残っていたのは、まず2番、参加資格のところの(2)第三者評価または施設利用者アンケート等を実施している法人という案に対して、保護者側から意見があったと思うが、どこが問題なのか。

保護者 第三者評価または施設利用者アンケートなどをとってほしいと私たちが言って、区側からは、4、5月にまだ東京都の日にち自体が固まっていない状態で第三者評価をできないので、区が第三者評価の様式にのっとり実施する調査に協力できること、そういう意味の文言を追加でどうかという話だった。

課長 表現として、確定するように考えさせていただいて、第三者評価を実施している法人、都、区の指定する利用者調査を実施できる法人、このような表現にしたい。区の指定する利用者調査というのは、第三者評価の業者調査、現在24項目について実施してもらうことを考えている。指定するというのそういうことである。

保護者 その場合の区の指定する施設利用者アンケートがあるが、それを実施するのは保育事業を行う事業者そのものがやるのか。第三者評価ではないということか。

課長 その事業者が行うということだ。今、都が評価基準を見直ししていて、4、5月については評価機関が評価できない。なぜなら、都は評価様式を配布しないからだ。早くても6月からでなければ評価機関が評価できない現状だ。受けていただきたくても受けられないという部分があるので、ここでは第三者評価を既に受けている法人に限らない、としたい。受けたいところも入れるという方針に基づけば、今後こういう表現にすべきである、というのが区の考え方だ。

保護者 事業者が自分のところの調査をすれば、結果・内容に対して公平性を欠く場合が考えられる。したがって、区の指定するアンケート等を実施するというのであれば、その様式を定めて全応募者に同じものを別の業者を使ってやってもらうとか、もしくは区の指定する施設利用者アンケート、国の第三者評価もあるのでその基準をそのまま世代別で使うような形にする。その上でそれを調査会社等、別の機関を使ってやるという形にしないと、本来ここで求めている意味にならないと思う。

部長 今のご発言で、区としては、保育所指導検査結果が一方である。これを提出させるといったときに、皆様から、これでは実際の利用者である保護者の評価が全くないという話だった。私どももこの辺については当然やるべきだろうということで、今、提案しているところだ。そこで、第三者的な調査にならないという指摘だが、どの辺が懸念なのか。つまり事業者にやらせた場合には、結果について改ざんする余地が残ってしまうということならば、例えばだが、事業者が実施して保護者が文書を封筒に入れて、密閉したまま事業者側が区に提出する、そういう方法がとれないかと思う。つまり、区の指定する利用者調査というよりも、区の指定する方法による利用者調査ということが考えられないかどうかということが一つだ。

もう一つは、今のご発言の、区が直接事業者に対して、区が中に入って調査を行うという方法がとれないかということだと思うが、これは非常に厳しい話だ。行政体が1事業者に対して、プロポーザル募集のためとは言え、公共の立場で税金を使ってその調査を事業者のために行うということは難しい。

それから、第三者を使ってということで、公平なプロポーザルを確保し、提案制度を確保するという一方で、一定のそういうシステムを使うことも考えられるが、

当然、予算を使う話だから、議会等のチェックがどうなのかという懸念が残る。だから、聞いたかったのは、その辺の懸念がどこに一番多くあって、それを解消する方法は本当にないかということをもう少し考えさせていただきたい。

保護者 難しいことを言っているわけではなく、そちらは第三者評価を6月から実施すると何が問題なのか。

司会 つまり6月になれば、都は開始するわけだから、そこから始めたのではいけないのか、ということを行っている。

課長 申し込み期限までに利用者アンケートなり第三者評価を提出していくということであれば間に合わない。

保護者 そちらの都合で4月、5月までにできないというのはこの前初めて聞いたわけだ。では6月から実施するべきだ。6月からだと、スケジュールの組み換えになる。第三者評価を実施し、それを選定につなげるという趣旨だから、要は9月委託実施も問題になってくるわけだ。そういうことでできないと言っているのではないか。簡単にもう一度お願いしたい。

部長 私どもが申し上げているのは、ここまで話が来ている中で話をしているわけだから、当然スケジュールの問題というのものを的確に確認して、私どもも提案して、その中でどう処理していったらいいのか。皆さんが示した今の懸念について何とか解消する方法はないかということで今話しているわけだ。その辺をもう一度確認していただきたい。今のご発言のように、どんどんそういう形で延ばしていけばできないことはない。ただ、私どもとして、今、この席に着いている前提をこの段階で崩すというのは現実的ではないと思う。

保護者 ちなみに、4月、5月の件というのは、いつごろ発覚したのか。

課長 今年度、第三者評価を区立保育園でも実施するというところで、評価機関を探してみると、ほとんどできない、なぜかという話になった。ことしの4月以降だ。

司会 都はそれについては事前に発表していないのか。いきなりの話なのか。区側も第三者評価を受けさせること自体には同感していたわけだ。ただ、都の第三者評価の調整というイレギュラーが入ったからできなくなってしまった。できないのは、都のせいだ。都のせいで日程的にできなくなったから、それを少しずらせば何とかならないか。だめか。どれぐらいずらす必要があるか。仮に6月に受けるとして、どれぐらい事業者決定のタイミングをずらせばいいのか。

(ここからこの件について単発的な会話が続く。その後、保護者側からの休憩の申し入れの部分までを省略する。)

司会 では、再開する。保護者側で考えがまとまった。それを説明してほしい。

保護者 第三者評価と施設利用者アンケートの件、私たちの意見として、まず第三者評価を受けられるだけの体力、それからそういう調査をして、サービスの品質のコントロールをきちんとできる事業者に入っていたいただきたいというのがもともとの意義だ。したがって参加資格として、9月委託開始までに既存運営園で第三者評価を実施し、その結果を提出できること。要は9月までに新基準で第三者評価を実施して、それをこちらに出せるところ。それをもとに、運営委員会等で既存園を参考にしながら、当然光八の受託事業者も状況を見て、サービスの向上に努めていただかなければい

けないわけだ。そういった意欲のあるところにやっていただきたいということだ。
司会 第三者評価を受けるのは、認可保育園だ。認証では困る。8月末までに現在運営している認可保育園で第三者評価を実施する。

保護者 実施済みのところも、基準が変わるのであれば、改めて見てみたほうがいいのか、いかがか。

保護者 実施済みはいらないから、削除する。

司会 それを運営委員会に提出して、それをもとに評価する。

保護者 文章どおりだと、もしかすると業者によっては前の基準でやっている、これかどうかというところがないか。例えば6月からの新基準といれるか。どういう第三者評価なのかわからない。去年どおりでいいのか。

司会 新基準というのは、都だけなのか。

部長 8月31日までに新たに第三者評価を実施する、ということと認識している。改めて実施しなければ、意味がない。今までののはだめだということだ。

保護者 6月からの新しい基準で受けさせたいというだけの話だ。どうしてそういうことを言っているかということ、現状の光八は、今後委託した後にも第三者評価をする予定になっている。レベルが合わないと、そういうところのレベル合わせもできない、と思う。

(保護者側で単発的な会話が続くので一部省略)

部長 提出書類は変える必要はない、ということでよいか。旧基準で実施しているところは、それはそれでもらえばいい。

保護者 それはそうだ。

区側委員 (1)があのままだと、認可保育所を複数運営している法人、ほとんどの社会福祉法人が落ちる。

部長 私どもの出した提案と違うのか。我々と皆さんの解釈が違っているのかと思っているのだが、この文の「かつ」は、前の言葉が条件になってくるので、認可保育所を2つ運営しているだけではだめになる。

保護者 ここで同等以上という言葉を使っている。

部長 そこまで読み込めるか。日本語的に極めて難しいという会社も現れると思う。

課長 同等以上だから、認可保育所も入っているという意味で言っていると思うが。

保護者 区で出してもらっているほうがわかりやすい。言っていることは同じだ。

司会 一応読んでおく。参加資格の(1)認可保育所を1園以上含み、認証保育所またはそれと同等以上の保育施設を複数運営している法人、という文章でいくということによろしいか。(2)については、現在運営する認可保育所について、平成17年8月31日までに新たに第三者評価を実施できる法人、という文章を採用するというによろしいか。(了承)

保護者 5ページの提出書類の(11)、はどうなるのか。文言をあわせるのか。

保護者 一番先に戻してもらった方がいいような気がする。

部長 第三者評価結果または利用者アンケート結果(実施している場合。試行を含む)

保護者 3ページはどうするのか。

部長 これは、これから区がすることについて協力せよということだから、これはその

ままにさせていただく方がいいと思う。

保護者 区が行っていくことについての協力要請だ。

部長 はい。

司会 そこはいいか。(了解) 委託内容について、新しい資料で確認してほしい。かなり委託内容のところは変更になっている。問題ないか確認してほしい。

問題ないか。では、ここはオッケーということで、次、どこか。

保護者 4ページの職員配置だ。

司会 園長のところの確認をする。園長は、保育士登録済みで園長または主任保育士に準じた経験を有する者とし、保育実務経験が25年以上または同等の経歴、識見、能力を有すると、委託事業者選定委員会が認めた者とするということによいか。

保護者 事業者選定委員会設置要項、昨日出していただいた中にあるが、第3条について先日話させていただいた。その第4条、それから第9条について、一部変更したい。第4条の委員会の会長のところ。「会長を置き、委員の互選により選出」としたい。第9条、「この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員会において別に定める。」要は委員会の知らないところで勝手に決まっているというルールなので、委員会の中において、ということだ。その理由は、委員会の会長の権限の大きさからして、やはり委員の互選で選出するという公平性を最後まで確保したい。ルールについては先ほど説明したとおりだ。

あともう1点、提案として、第5条2の、「委員会は、委員の半数以上の出席」というところ、これについてはこの後少し議論させていただきたい。

司会 今の議題については、いかがか。

課長 第4条の1、委員会に会長を置き互選による、というところは結構だ。

第9条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において別に定める。これも結構だ。

保護者 第5条、半数以上というところ。例えば半数の場合、児童青少年部長と園長経験者、それと有識者が1名で半数だ。この場合でも会議を開くことができるので、これでは本来の機能ではないというところが我々の意見だ。

司会 100人もいるという会議ではないのだから、たかだか5人全員だ。5人しかいない委員会だから、5人そろってパーフェクトだ。100人いて半数で成り立つ会議というのはよくわかる。

保護者 人数からして5人いないと、何も話が進まない。

区側委員 委員が申し合わせて欠席されると開けなくなる。

司会 部長も園長もいなくても、有識者だけでできてしまうということか。

保護者 違う。有識者が申し合わせて出席しなかったら、開けないことを言っている。

保護者 あくまでも信頼関係でやると言うしかない。

司会 常套句そのまま持ってきているだけだ。根拠あるのか。

部長 こういうのは、悪意にとろうと思えばいくらでもできる。変えるのは構わないのだが、変えた部分はなぜということになる。あとは運用の中で、それこそ常識を持ってやればいいのか、そういうつもりで書いている。

司会 5人という委員会って区にあるの。最小の委員会で何人ぐらいか。

区側委員 教育委員会が5人。

司会 そこも半数でできてしまうのか。どうしても必要なのか。この規模の委員会において、実質的に全員そろわないとできないだろう。5人なんだから。

部長 たとえば、来るつもりでも、急遽1人欠けるという形はあり得る。そういうときに、では4人集まって、やらないできょうは流しということで、すぐ翌日に選定できればいいが、なかなか難しい。そういう意味では日程と委員数だけではなくて、その質だ。加わる方の日程のとりやすさ、いうのもある。

保護者 3分の2以上もしくは4名以上という言葉でいかがか。有識者の数が上下する可能性もあるので、3分の2ということはどうか。

課長 3分の2以上で結構だ。

司会 では、選定委員会の設置要綱については問題ないということによいか。では、前回変えてもらったところで、「有識者3名」も問題ないか。

課長 3条の2の区立保育園園長経験者は、練馬区立保育園という認識によいか。

保護者 結構だ。

司会 入れるか。

課長 練馬といれていただきたい。

司会 では入れる。では、双方とも以上でいいか。(了解)設置要綱については以上でいいということでいく。(休憩10分)では、障害児保育について協議する。障害児保育について、保護者側の提案は、5年以上の経験者を各クラス1人という提案をしたが、それに対して区側から願います。

部長 昨日の協議で、障害児保育の新たな提案があった。障害児保育の水準、練馬区は非常に高い水準を持っている。その維持をすることは、これはもう当然のことであるが、私どもとしても保育サービスの水準を維持するといったときに、この障害児保育も当然含まれる。むしろ象徴的にあらわれるものだと理解をしている。これが前提だ。その上で申し上げるが、プロポーザル募集要領というのは、当然募集をするためにいろいろ決めている。その中で職員の配置について、ほかの募集要領と比べて極めて高いハードルを設けて、皆様との話し合いの中で合意をしてきたという経緯があった。今回の皆様の提案は、その合意内容にさらにつけ加えるという内容であるし、また、提案内容そのものも5年以上の経験者を各クラス1名、つまり6名配置するという点に関しては、私ども、この障害児保育というものをどうつくり上げていくのか、そしてまた保護者に質が低下しないことを説明していくのかといったときの考え方そのものにかかわってくる問題でもある。また、このプロポーザルの募集要領のハードルの極めて重要な部分にもかかわってくる。極めてプロポーザル募集要領の根幹をなす部分で慎重にならざるを得ないということをまず申し上げたい。

そこで、区としては、この障害児保育をどうしていくのかということについて、もう既に皆様に提案をしている。ただ、まだ細かい部分、具体的な部分ということについては詰め切れていない部分もあるので、改めて私どもの考え方を申し上げるが、基本的には障害児保育というのは、その園の園長も含めた保育士だけでとてもできるものではないわけだ。当然、これを支える要因としては区としてのサポート、

これが絶対に必要である。これまでの障害児保育は、練馬区においてこれだけ成長してきたのは、当然、園と保育課のチームワークというか、その辺のところがあって初めてでき上がってきたものだと思っている。そういう意味では、ひとえに保育士の経験年数とか、そういうものだけででき上がるものではなかろうというのがまず一つある。つまり、それをサポートする事業者本体の部分、これをどうしてやっていくのか。それからもう一つ大事なことは、障害児をお持ちの保護者がよく私どもに言われるのは、ほかのいわゆる健常児の保護者の理解、これがどうしても不可欠であるということ。そういう意味では、園全体にかかわる利用者の理解と協力、これがなければ到底障害児保育というのは成り立たないと思っている。そういう意味では、区としてはまず委託園の障害児保育について何ができるのか、事業者には何をやってもらうのか、そしてまた保護者にも理解、協力を得てもらいたい、この3つが初めてあって障害児保育は水準維持できるのだらうと思っている。

具体的な提案だが、区としては、現在障害児が属するクラスの担任、これを委託開始後もフォロー職員として配置する。区側のサポートである、いわゆる巡回指導、これは園にとってみれば年2回実施しているが、光八においては平成17年9月から3月の間は毎月これを行ってまいりたいと思っている。予算も伴う話ではあるが、これについては具体的な巡回指導を行っていきたいと考えている。

それから事業者は当然、事業体として障害児保育、練馬区の保育園を受託するという、これについては一定の認識と体制をつくってもらわなければならないだらうと思っている。そういう意味で、私としては区が実施する研修、これは9月から3月の間に実施をしたいと思っているが、それに対して少なくとも各クラス1名以上必ず受講してもらう。これを義務とするということをお願いしてもらわなければならないということが1点。

それから事業者として、事業体としての姿勢を示す意味で、事業者については障害児保育の充実に資するために、事業所内の研修計画の策定、実施とか、あるいは実際の園におけるさまざまな課題についての実務をサポートする障害児保育の専門のスタッフ、これを必ず配置をしてもらうということ。これはやはり極めて重要なことだらうと思っている。それについて実施をしていく。保護者の対応については、先ほど申した区における障害児保育、統合保育について保護者の皆様にはぜひ理解をしていただき、協力をお願いする。

この3点について、区として具体的にプロポーザル募集要領に載せていきたい。こう考えているところだ。

さて、今皆様から提案いただいている5年以上の経験者を各クラス1名という具体的な課題だが、私ども区としての具体的な考え方を示した上で申し上げるわけだが、この5年以上の経験者を例えば事業者の立場となって探してくるということについては非常に難しい部分があるという認識を持っている。実際問題、民間のいわゆる私立保育園における障害児保育の実施状況、これについては私どもが調べた範囲では極めて低い状態にある。もちろん園では障害児を受け入れているという、いわゆる園側の資料によるとかなりの園が障害児保育をやっているが、実際問題、認可保育園できちんと障害児保育を実施しているという認定のもとに補助を受けてい

るものについては、私どもの調査では22.3%という内容になっている。そういうような率で今行われている状況だ。認証保育所に関して言えば、時間がなかったので、東京都内全部調べるわけにはいかなかったが、練馬区の認証保育所については12カ所あるが、その中で障害児保育を実施しているのが2カ所という実態だ。

そういう意味からして、募集の段階で5年の経験者を6名そろえること、これについてはあるべき論は当然わかるし、区としてもこの障害児保育については、ぜひ実施したい、人的対応も非常に重要だ、先ほど言った体制づくりも必要だ、そういうことをトータルで考える必要がある中で、この5年以上の経験者を6名配置するという水準は、極めて高いハードルをさらに持ち上げる要因になってしまう。そうすることによって、逆に事業者が応募しなくなる。この可能性というものが非常に高いということからすると、私どもとして、この5年以上の経験者を各クラス1名配置するというこの規定については、応じるわけにはいかないと考えている。

司会 以上の話だが、具体的に全く何も変更には応じられないということか。

部長 区として何ができるのか、そして事業者に何をやらせるのかといったところで、とりわけプロポーザル募集要領だから、事業者にやらせることについては明記していきたいと思っている。具体的なことでは、まず、2ページの委託内容の(2)である。前回の皆様の要請に基づいて、「障害児保育については練馬区の障害児保育実施要綱に基づき統合保育を行うこと」、ということで、ここで障害児についてうたっている。これに続けて、「また、障害児保育に関する練馬区の指導に従うとともに、研修の実施や実務のサポートを行う専門スタッフを配置するなど、事業者として障害児保育を支援する体制をつくること」、これらをこの委託内容に明確に位置づけたい。

次に、5ページの15の(2)の(6)、ここでも障害児保育の提出書類がある。「障害児保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方」という中で、実施内容と職員配置等の間に、サポート体制についての考え方も出してもらう。つまりサポート体制という文言を挿入したいと思う。

それから、一番大事なところだが、4ページの13の職員数等の(3)の常勤保育士の配置条件の記載のところだ。その後に文章として、「常勤保育士のうち、少なくとも3名は障害児保育の担任経験がある者とする」という文章を入れたい。3名としたのは、私どもの障害児保育、各園3名、これは2ページの上の方に障害児の現状のところがあるので、仮にこの3名がクラスにばらばらになったとしても、3名の担任経験者が必ずいるということ。これが私どもの条件としては望ましかろうということで、3名担任経験を持つ者ということで表記させていただきたい。これが区としての皆様の提案への対案ということになるかと思っている。

司会 以上、区から提案があったが、ページの順番ごとにいくか。あるいは総論でいくか。では総論でいく。

保護者 まず、委託内容のところでは今回設置される内容については問題ないと思う。その次の、サポート体制というのは、具体的な言葉ではない。どういった9月以降のサポートという意味なのか、それとも別の一般的なサポートという意味なのか。その辺確認したい。

部長 先ほど申したように、9月に受託した以降について、もちろんサポート体制の確立はそれ以前でも構わないが、いずれにしても実際の委託事業が始まったからには、その段階で既に事業者については、例えば職員の研修の計画を策定したり、実際に実施をしたり、また、実務的な課題について助言をしたり、そういうことを担当する専門のスタッフ、これをそろえるということがサポート体制と考えている。

保護者 わかった。特に問題ないと思う。

保護者 発言のとおりでいいと思うが、表現としてサポート体制というのはわかるか。もう少し事業者側からのサポートという、園のほうではないという意味が、そこが伝わるようにしたほうがいいのかという気がする。

保護者 事業者として園に対するサポート体制でいいか。

保護者 そういう表現にしたほうがいいと思う。

司会 それはオッケーか。保護者側もそれで問題ないか。では、引き続き。

保護者 最後に、常勤保育士のうち3名は障害児保育の担任経験がある者とするところだが、まず常勤保育士の定義づけについてだ。この文章を見ると、担任経験のある者とするという意味からすると、実際に担任する保育士のことなのかと考えられるが、そこら辺の考えはどうか。

課長 実際に担任をするということだ。

保護者 実際に担当する方が3名、担任経験がある人に入ってもらえるという意味か。ちなみに、園長、主任は経験年数からすると基本的には障害児保育の経験はある方と理解しているが、そこら辺についての考え方は何かあるか。

課長 園長も主任もある程度長い保育士経験とうたっているので、一般的には何らかの障害児保育の経験がある方であろうと認識している。

司会 主任保育士に関しては、ことわりを入れた方がいいのではないか。

保護者 基本的に3名の方が担任するというで聞いた。この文章だけだが、常勤保育士と書いてあるから、応募する業者にとっては主任も一応入っている文言になっている。こちらの意思を忠実に再現した文章にするという意味で、除くとすると、主任は障害児保育の経験は要らないという意味にもなるので、うまい文章がないかということを検討したい、というのがまず1点。

今、園長、主任は当然そういう経験を持っている方という認識を区は持っているようだと確認した。そこを受けて、選定でそこら辺の障害に関する経験を持っているという視点で、選定項目にその辺は入れられないかという要請が1つだ。

司会 妥協ラインということだ。文章は何とかならないか。

課長 常勤保育士の前に、「クラス担任となる」をつける。少なくとも障害児保育の経験のある者3名が、その障害児のクラス担任となる。

司会 主任に障害児担任経験を求めて、それ以外に3名という形に書けないか。そうすれば一番わかりやすい。区としては都合が悪いことがあるか。

保護者 見た目につ過ぎる。

司会 では、3名ではなくて4名にできないか。

部長 数字の件については、3名が限界だと思う。

保護者 クラス担任で、私はいいと思う。主任は選定のほうで入れてもらうということで、

それはこれから議論するということだ。結局、担任していただける方、実際に子どもと常に接している方がそういう経験をお持ちである3人、そういう意思がここに入れればいいと思う。言外の意味は特に問わなくてもいいと思う。

司会 双方ともよいか。では、ここはこういう形にする。

保護者 この件に関して、保護者側でも抜け漏れがあり、合意した後に変更をしてもらう状況になったことを詫げる。ただ、練馬区の障害児保育はすばらしい実績もあって、長い年月をかけてここまでやってきたという実績を踏まえて、ぜひ区と一緒に築いていきたいという思いがあったものだから、あえて入れさせてもらった。

部長 ご発言を受け止めた。私どものほうもそういう意味では、園長の年数等について、同様なことがあった。今ご発言のように、障害児保育というものが練馬区の保育水準の高さの象徴的な部分であるということは私どもも十分認識している。したがって、区、事業者、保護者の三者がきちんと障害児保育を守り、また育てていくという基本的な考え方の中でこれからも最大限きちんと明示するものは明示していくという形をとっていきたいと思うので、よろしく願いたい。

保護者 部長の提案の中に先ほどあった研修の件、事業者の対応として、18年3月までに少なくとも各クラス1名以上受講するとなっているわけだが、今の保育士とある程度ラップする期間に、ぜひ事業者の方全員に障害児研修を受けていただきたいと思うが、いかがか。

課長 フォロー体制の期間において、区としてもできる限り障害児研修を事業者の職員に受けていただくようにする。

司会 では、全員か。

課長 全員受け入れられる体制はある。

保護者 感謝する。もう1点、巡回指導について年2回今まで行っていた。これは非常にいいことだと思うが、現場の対応が意外と大変だとも聞いている。実質的にそれが本当にいいことになるのかどうか。そういう意味で少し考えを聞きたい。

課長 区としては、もっと多くしたほうがいいのかという思いの中で、限られた専門家と予算の中で行っているわけだ。一方でそのような問題もあるのであれば、方法とかを工夫して、実施自体に支障がないように考えていきたい。

保護者 特に書類面での対応が大変だと聞いているので、紙ではなく、実質的な保育の向上につながる形での指導に持って行っていただければと思う。

課長 回数が変われば、同じことの繰り返しではなくて、違う方法も取り入れる形になるだろう。毎月書類出しても仕方がないという話もあるので、考えていきたい。

司会 障害児研修のところ、巡回指導の受け方みたいなことも教わるのか。

部長 そこまではないと思うが、実質的な巡回指導の受け方はないと思う。

司会 では、積み残しは、これで終わったか。

部長 単純なことで申しわけなかったが、1ページ プロポーザルの趣旨のところ、実施計画（案）を策定するという部分、（案）はもうとれているので、（案）だけとらせてほしい。（了解）

司会 以上でよろしいか。積み残しがなければ、頭からもう一度ざっと見たい。

（要領の確定版の印刷のため、議事進行中断）

保護者 次回の日程について話させてほしい。来週、私たちの都合があり、日曜日にさせていたきたい。来週17日、日曜日、午後2時からということではいかがか。

部長 午前中につつじの懇談会がある。2時だときついかもしれない。

保護者 では、17日、午後3時。保育については、確認の上連絡いたしたい。

司会 内容はどうなるのか。

保護者 内容については、事業者の選定基準、選定委員会の現場の選定進捗、実際の立ち上げをいつにするとか、それから要綱についての確認、そのあたりの話をさせていたきたい。

司会 選定基準の説明もいただくのであれば、その用意をお願いする。では、次回も緊急という形だ。

区側委員 場所は光が丘体育館になる。いいか。(了解)

(印刷終了)

司会 プロポーザルの募集要領の読み合わせをする。日付は変わった、平成17年4月11日、ざっと読み上げてもらい、変わったところをチェックしながらいく。

課長 17年4月11日という日付でプロポーザル募集要領、(案)がとれて募集要領ということだ。プロポーザルの趣旨1だが、1行目の実施計画の(案)をとった。

保護者 細かいことだが、全体に特に数字が全角と半角と入り乱れていて、非常に気になる。そういうところの統一をお願いする。フォントも違う。

課長 それについては全角か半角、文字の大きさの統一も行う。

課長 参加資格(1)は、これは最初のとおりだ。(2)現在運営する認可保育所について、平成17年8月31日までに新たに第三者評価を実施できる法人。

委託内容で、(2)障害児保育について、また障害児保育に関する練馬区の指導に従うとともに、研修の実施や実務のサポートを行う専門のスタッフを配置するなど、事業者として障害児保育を支援する態勢をつくることを入れた。

4ページ目は、園長の要件で、委託事業者選定委員会が認めたものとするという表現をさせていただき、オッケーということだ。

(3)主任保育士の次だが、クラス担任となる常勤保育士のうち少なくとも3名は障害児保育の担任経験がある者とする。

5ページ目は、(2)の6)障害児保育の理念、実施内容の次に、事業者として園に対するサポート体制を入れた。

15の(1)11)、第三者評価結果または利用者アンケート結果は、元に戻して、(実施している場合試行を含む。)とする。

保護者 試行というのはそれでいいのか。

課長 14年に実施しているのは試行と言っている。

保護者 「試行期間中の実施を含む」と丁寧に書いてあげたほうがいいと思う。

課長 これは結構だ。6ページ(3)のところでFAX番号を入れてある。

7ページ でヒアリングのみを入れている。(3)の回答方法で、FAXあるいは電子メールという形に訂正している。質疑方法のところ、文書または電子メール、「及び」だったが、「または」ということだ。以上だ。

司会 よろしいか。保護者側は何か問題点あったか。フォントと全角・半角の問題と、

試行期間中の実施という文言でいくこと。それ以外に何かあるか。

保護者 1点。先ほど園長の話で、選定委員会に入っているいろいろ合意したところがあった。選定委員会の構成とか、一部互選をするだとか、そこら辺が改定されたと思うが、そこら辺も一応認識としては園長に絡むところで、プロポーザルとほぼ1・1の関係にあるという認識をしているから、確認レベルでいいと思うが、文書で確認させてもらえることは可能か。

課長 可能だ。

司会 それで保護者はどうするのか。プロポーザル要領に最終的に合意するのか。

保護者 今まで話をしてきた中身について、確認したということだ。

司会 では、確認したということでもいいか。

保護者 募集要領の件だが、確認させていただいた。非常に長い時間かけて話し合いを続けたが、こうやって一応の条件を盛り込み、ありがたいと感じている。一つお願いがあるが、協議会に参加していない保護者全員に募集要項については明日中に配付をお願いしたい。

司会 よろしいか。

課長 募集要領、選定委員会の設置要綱、障害児保育の考え方について、確認がとれたので、3点セットで明日、配付する。

保護者 よろしくお願いしたい。

司会 この時間を使ってお願いしたいが、要点記録の確認作業だが、毎週毎週やっているわけで、手が回らなくて、第4回については既にお願ひしたが、それ以降についてもなるべく急ぐが、この状態で確認し切れないので少し猶予がほしい。

区側委員 区もなるべく早目にする。

課長 どうするか。この場で確認して解散という形になると思うが、お互い確認したというところで協議会自体はよろしいか。データの交換ができれば終了ということでもよいか。

司会 確認させてもらう。プロポーザル募集要領については、保護者側は確認したということでもよいか。

保護者 了解。

司会 選定委員会の設置要綱についても確認したということでもよいか。(了解)では、この2つについては確認した。

課長 感謝する。では、私どもはあしたのプロポーザル公募を速やかにやる。

司会 きょうの協議会は責任を果たしたということで、これにて閉会とさせていただきます。